

Title	我が国における「教育」という語に関しての一考察
Sub Title	A consideration on the word "Kyoiku" in Japan
Author	藤原, 敬子(Fujiwara, Keiko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1981
Jtitle	哲學 No.73 (1981. 12) ,p.205- 226
JaLC DOI	
Abstract	I think that the Japanese word kyoiku began to be used from the end of the eighteenth century, and means to instruct and to bring up. The word kyoiku was used not by commoners but by the Tokugawa Government and we can find it in the official documents, so that it was used as means of instructing the people. A great variety of other words are used in the Tokugawa period, for example, kyokun, kyoka, kyodo, kyoyu and yoiku. In early Meiji period, the Government and leaders must modernize our country rapidly, so that many of the Western ideas and institutions on education were translated, published and circulated in all parts of this country. According to many translations, education is the effort to bring out all the faculties of man, and aims at awaking all the power of the person. This was a new meaning for Japanese, and a distinct word in this sence from "upbringing" or "learning." This paper aims to clarify when and why the word kyoiku began to be used in Japan.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000073-0205

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

我が国における「教育」という語に
関しての一考察

藤 原 敬 子*

A Consideration on the Word “Kyōiku” in Japan

Keiko Fujiwara

I think that the Japanese word *kyōiku* began to be used from the end of the eighteenth century, and means to instruct and to bring up.

The word *kyōiku* was used not by commoners but by the Tokugawa Government and we can find it in the official documents, so that it was used as means of instructing the people.

A great variety of other words are used in the Tokugawa period, for example, *kyōkun*, *kyōka*, *kyōdo*, *kyōyu* and *yōiku*.

In early Meiji period, the Government and leaders must modernize our country rapidly, so that many of the Western ideas and institutions on education were translated, published and circulated in all parts of this country.

According to many translations, *education* is the effort to bring out all the faculties of man, and aims at awaking all the power of the person. This was a new meaning for Japanese, and a distinct word in this sense from “upbringing” or “learning.”

This paper aims to clarify when and why the word *kyōiku* began to be used in Japan.

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程

はじめに

現在、我々が頻繁に使っている「教育」という語は、一体、日本ではいつ頃から使われ始めたのであろうか。「教育」という語の出典は、『孟子』の「盡心章句上」にある「得天下英才而教育之三樂也。」であると言われている。⁽¹⁾しかし、実際に、我が国の国語として「教育」という語が使われるようになるのは、江戸時代以後と思われる。「教訓」「教化」「教誨」等は平安や室町時代の文献に見られるのに比べると、「教育」は非常に遅い。西欧においても Education (教育) が比較的新しい用法である⁽²⁾ということは、たいへん興味深い。

本稿では、我が国において、「教育」という語がいつ頃から、どのような意味で使われ始め、定着していくのかということを中心にし、さらに、「教育」という語が使われるようになった背景を全体的な歴史の流れの中でとらえたいと思う。このことは、我が国の教育概念の変遷につながることであり、教育学の根本である「教育とは何か」という問題を歴史的観点から問いなおすことでもある。それゆえ、問題の範囲は広くかつ深く、方法も色々ありうると思われるが、本稿では、主に幕府の公文書、辞書、翻訳書などの文献をもとに考えたいと思う。

時代は、「教育」という語が使われ始めたと思われる江戸中期から、ほぼ定着したと思われる明治初期、すなわち「教育令」が公布される明治12年頃までを扱うことにする。

[1]

まず、幕府の公文書から見ていくことにする。公文書で見ると、「教育」という語の使われ方は、学問修行の意味と、風俗維持の必要から精神的感化を意味するものと大別されることがわかる。前者は、武士の子弟を対象としており、後者は、庶民や蝦夷人を対象としているのである。

使用した史料は、『徳川禁令考』を主として、『御觸書集成』、『五人組法規集』、各都道府県史等である。

幕府の公文書の中において、「教育」なる語が見えてくるのは、石川謙氏によると、寛政8年(1796年)と指摘されているが、それより以前、⁽⁴⁾寛文10年2月(1670年)、「林春斎ノ編集書籍進呈件」において「教育」なる語が見られる。「……同廿八日通鑑編集の国史館を其儘学寮となし、手附の者江被下候、九十五人扶持ハ是迄之通被下置、学徒教育の料として向後編集御用有人時彼学徒を召仕ふへき旨……」⁽⁵⁾とある。また、寛政3年10月(1791年)堀田攝津守殿御渡の中で「多紀廣壽院、於醫學館毎年百日之内諸生教育之儀、当分相止候……」と「教育」の語が見える。医術に関して、医学館で子弟に「学業治術研窮」や「修行」をさせるという意味で「教育」が使われている。

さらに、⁽⁶⁾寛政10年2月(1798年)、松平伊豆守御渡の「入学並寄宿等之事」では「今度聖堂御主法被相改、御目見以上以下之子弟御教育為可有之……」⁽⁷⁾、寛政12年4月(1800年)松平伊豆守殿御渡の中でも「学問之儀ハ、御代々御世話被遊、就中元禄享保之間、厚御引立被遊、此度於学問所御教育有之儀候条……」⁽⁸⁾、同年同月「……御家人之輩御教育可有之候間、学問修業之志有之者ハ……」⁽⁹⁾と「教育」の語が使われている。天保12年正月(1841年)の、学問所の講釈聴聞に関して「……格別御教育有之儀を等閑二不相心得候様可致候事……」⁽¹⁰⁾、弘化2年7月(1845年)の御書付にも「……稽古相励候様教育可致候」とある。以上の場合、「教育」は子弟の学問修行の文脈で用いられており、「教育」と「学問を修行させる」という意味に大きな差はなく、混同して使用されている。⁽¹¹⁾天保14年8月(1843年)越前守殿御渡「聖堂之儀学問所と相唱候事」より明らかのように、元禄4年、聖堂と称していたのを寛政の末以後、学問所と改めてから、特に、この学問所に関して、「教育」の語が、使われるようになる。その「教育」とは、武士の子弟が学問所において、四書五経の素読・書出をすることをも

指している。

時代も下って、⁽¹²⁾文久元年3月(1861年)三奉行への御觸書で「文武御教育筋之儀ニ付而は、……文学之儀ハ文弱ニ流れず、武術之儀ハ粗暴ニ片寄らず、忠誠を主ニ致し、真実ニ修行を遂、文武並ひ行はれ……」と、学問所に限らず、武士の子弟の一般的心がまえにまで及び、ここでも、「文武の教育」は、文武を修行させるという意味である。そして、このことは、「育」よりも「教」に重きが置かれていると解せられる。⁽¹³⁾

一方、公文書の中では、以上のような武士の子弟の学問修行とは異なる、別の意味で「教育」が使われる場合がある。

⁽¹⁴⁾寛政8年7月(1796年)の高札で「子弟ニ教育ヲ尽シ一族和合致シ帳外者無之様可致旨申渡」というのがある。これは、子の勘当を防ぐ政策として記したものであるが、同じ子の勘当に関して、⁽¹⁵⁾慶安3年11月(1650年)の「不孝之子取計之事」では「養育」の語が使われているのが注目される。しかし、ここでの「養育」は⁽¹⁶⁾元禄3年(1690年)の御觸書「捨子御禁之儀」における「捨子致し候事、弥御制禁候、養育難成譯有之候ハ……」や⁽¹⁷⁾享保11年正月(1726年)の名主の「捨子取扱方町奉行壽ニ付町役人申立書」において「……捨子町中ニ而養育仕候内ニ……」とあるように、捨子に関して「養育」という語が使われているのとはやや異なる。つまり、捨子に関する場合は、単に子供に食物や衣服を与え、育てることであるが、慶安の勘当に関しては、世の道德に反しないように子を改心させ、もう一度育てよという内容で、精神的な感化を含む文脈で使われている。これが、時代を下って寛政8年の町觸では、はっきりと「教育」という語を使っているのは、「邪路に不入様ニ教育を盡し可申候」とあるように、邪路に入らないように教えること、つまり「育」でなく「教」に重点が置かれてきているからであろう。子供を育てる場合、精神的な感化を含まない場合は「養育」であるのが精神的な感化を特に重視するに至って、「教育」という語を使用していると思われる。

また、⁽¹⁸⁾天保14年正月（1843年）の手習師医への論達の中で「……手習師匠致候ものハ、はからすも御政道の一助と成り、世間風俗の益少からす候間、此趣意篤と相辨、神妙ニ教育可致候、右之趣厚く相心得、教育宜敷者又ハ等閑ニ心得教育方不行届之者ハ……」と「教育」という語を使っている。筆道のみでなく、風俗を正し礼儀を守り、忠孝を訓えることを強調し、それを「教育」としている。ここでは、幕府の庶民教育に対する姿勢がうかがわれ、知的面だけでなく、風俗維持・庶民支配の観点から、精神的感化を目途としている。

以上は、庶民を対象としているものであるが、さらに、蝦夷人に対して「教育」を使う例がある。⁽¹⁹⁾享和2年2月（1802年）の蝦夷奉行への訓令であり、「教育」は蝦夷人に「御徳化を及し、漸日本風の風俗に帰し、厚く服従」させるようにすることであった。⁽²⁰⁾安政2年2月（1855年）の⁽²¹⁾箱館奉行への訓令に「……御警衛は勿論、御収納並蝦夷人撫育方の儀、諸事御委任有之候条……」とか、また、⁽²²⁾3月の老中命令に「都て向後御処置の次第、土地開墾、蝦夷撫育を始……」と、しきりに「撫育」という語を使っていることから察せるように、この場合の「教育」は、まさに、「教化撫育」の意味であろう。

公文書で見ると、⁽²³⁾「教育」という語は、武士階級に対しては、子弟に学問を修行させる意味で、庶民階級に対しては、風俗治安維持の必要上から、子供の精神的感化を重視するため、「養育」とは異なる「教育」という語を用いている。これらの場合、教育の対象は、子供であるが、「撫育」の意味で用いる場合は、子供に限らない。

注目すべきことは、庶民や蝦夷人に対して、「教育」という語が、統治の手段として、使われ始めているということである。「教」・「育」の文字の発生を考えた時、「教」の字義が手に鞭を持って子供を働かせることを示し、「育」の字義が子供が生まれ出ることを示しているとされ、論語や論語以前のいわゆる五誥、大誥・康誥・酒誥・召誥・洛誥などでの「教」

が、⁽²⁴⁾「民を指導するという文脈」で、「権力上の優位者の劣位者に対する言表の一形式」で使用されているということが、「教育」にも通じるように感じられる。

さて、公文書において、「教育」という語が使われる以前、あるいは、他の表現はどのようなであったかを見てみると、庶民に対するものとしては、例えば⁽²⁵⁾寛政元年（1789年）信濃国の「五人組帳前書」では、親は子を慈愛してよく教え、子は親に孝行をよくし、名主組頭は小百姓を導き、郷村内の人々、すべてが仲よく非道なことを犯さないように努めよという内容で、ここでは単に、「教え」という語が使われている。これに対し、⁽²⁶⁾宝暦12年（1762年）黒羽藩の間引き禁止に関する申渡書では、随所に「養育」が見られる。寛政4年（1792年）豊後地方に布達された「村々百姓共心得」では「子供育方の義」であり、⁽²⁷⁾弘化2年（1845年）、那須郡馬頭村有志によって結成された「子育方社中規矩」でも「子育」「養育」といった語が多く見られる。

享保以後、急速に普及しつつあった庶民教育機関としての寺子屋では、どのような語が使われたのだろうか。これは、井原西鶴の『世間胸算』（巻五）に出てくる「手習」・「指南」という語に代表されるようである。⁽²⁸⁾文政6年（1823年）笹原新田村手習匠雇入れ願いでも「乍恐奉願上口上之御事……当村ニ閣子供手習世話為致度奉願上候……」や、弘化4年（1847年）瀬沢手習師匠雇入れ願いでも「……五ケ年之内当村ニ差置子供指南為受度奉存候……」と見られるように、子供の手習世話・子供指南である。

すなわち、庶民の中では、「子育」「養育」といった単に育てる意の言葉と、「教え」「指南」「手習」という知識の伝授に重点の置かれる言葉とが別固に使われており、「教えかつ育てる」といった「教育」という語は使われていない。むしろ、子供を後ろから追いたて突き出すという意味の⁽²⁹⁾「こやらい」とか⁽³⁰⁾「一人前」とか⁽³¹⁾「ヒト為ス」といった言葉が、使われていたのかもしれない。

〔 2 〕

公文書以外では、「教育」という語が使用されているごく初期のものとして、常盤潭北の『民家童蒙解』⁽³²⁾があげられる。潭北は、江戸時代中期、下野国出身の俳人で、最初は医を業としたようだが、後に江戸に出て俳諧を学び、蕪村や巴人とともに名を出している。各地を点者として訪れながら、農民教訓にも力を入れた人である。この『民家童蒙解』は、各地を巡講して農民に説いた教えを、『民家分量記』の後編として、享保20年(1735年)に刊行したものである。

潭北は『民家童蒙解』(卷下之二)で「教育」という項を設け、上中下と分けている。「上」において、「人の我儘というものは成長の後、俄に出て来たるにはあらず。幼き時、親の教え正しからず……」と、我儘を一種の悪とし、親が正しく教えなければ成長の後、我儘になるとし、ここに教育の必要性を説いている。すなわち、子供に正しく教えることが、潭北の言う「教育」である。「中」においても、まず「子を育てるに善悪とも貧著することなかれ」という人があるが、これは「僻言なり」と否定し、「寄り障る者が皆、欲情の悪しきことばかり聞かせて教えんを、貧著せず置なば杉の如くに育たんか。藤の如く棘のごとく、我儘者になるべし……この欲情の真中にて育つ人が教えなくして、何とて直ならんや。」と、我儘者を藤や棘に例え、子供は教えずして、ほっておくと、まわりの影響によって藤や棘のようになるというわけで、正しい教えすなわち教育の必要性が強調される。藤や棘とは異って、杉のように育てるのが理想である。そして、「下」においては「……もしその身正しからずんば、子の教育は何ともいうべからず。」とし、教育者の心がまえ、態度について言及している。つまり、潭北の言う「教育」とは、子供に正しいことを教えることであり、そのためには、教育する者自身、正しくなければならないというわけである。そこでは、何が善で、何が悪かはすでに決定されてお

り、親がそれを子供に教え込む、注入していくという考え方である。潭北は、また、『民家分量記』前編においても、同じ内容のことを「親の慈・子の生育」とし、「人としては、人の道をこそ教ゆべき」であり、仁義礼智信の五常を守ることの大切さを農民に説いている。

この『民家分量記』は、宮負定雄の『民家要術』や小貫万右衛門の『農家捷徑抄』⁽³⁴⁾にもあるように、当時、広く普及し、高い評価も得ていることから、「教育」という語も民衆にしだいに知られるようになったであろうことは予想できる。ただ、当時の農村においては、農民の階層分化が進んでおり、特に、点取俳諧の終わった後で、夜話として、潭北の話をきく人は、特に、上層の農民に限られていたと思われる。

また、「教育」という語を頻繁に用いているものに、小町玉川の『自修編』⁽³⁵⁾がある。小町玉川は、武蔵国の農家出身の儒者で、諸国を流浪し、晩年は心学道話を講説しており、『自修編』はその講説を天保期頃に編したのではないかと思われる。その中で「子を善いて有用の人となさん、善き人と為さんと欲するは、天下の人の父母たるものの志なれども、育て上げて見ると、存じの外不善人となるなり……これは父母、教育の法を知らざるによれり。」と、子が不善人になるのは、教育に原因があるとし、教育の必要性を説く。そして教育は、特に幼稚の時に大切であり、子供を樹木に譬えて、「幼稚の時に在りては、人に随うこと自由にして、教育施し易く、「……その教育の大切に致す所は、ただこの時にあり」としている。その方法は、「善人に交われれば善をなし、悪人に交われれば悪をなす」のであるから、「必ず正道をもって教育せよ」というわけである。つまり、「教育」とは、「児を善道に導く」ことである。そして、八・九歳になれば、「手跡・算盤・一切の諸芸・その才性のちかきに從いて師に就きて」学ばせるとし、このことについては、巻之下の「学習」で詳しく述べている。

小町玉川は、孟子を例に上げて述べている箇所があることから、おそらく、『孟子』の「教育」という語を用いているのであろう。しかし、『孟

子』を学んだと思われる多くの知識人が「教育」という語をあまり使っていないのに対し、潭北や玉川らが頻繁に用いているのは、両者とも、各地を巡講する中で、特に民衆を対象として、教育の必要性を説いているという共通点がある。そして、佐藤信淵が『垂統秘録』で「教育所」なるものを講想するが、その根底は、やはり、一般民衆を対象とされているのである。

日本教育史資料の辛島鹽井の「学政或門」において、「学校ハ教育ヲスル所ナレバ……学校ト云モノハ教育ノ役所ナレバ……」と学校での作用を教育としているのも注目される。この背景には、急速に普及しつつあった庶民教育機関の発達を見のがせない。

その他、上杉鷹山、中井竹山、寺井方信など、部分的に「教育」を用いている例はあるが、全体的にみると、「教育」という語は、あまり使われていないようである。それでは「教育」以外にどのような語が使われていたのであろうか。⁽⁸⁶⁾

室町時代の⁽⁸⁷⁾『世鏡抄』では、「教え」「教訓」、貝原益見の『和俗童子訓』（宝永7年・1710年）での「教え」、室鳩巢の『六諭衍義大意』（享保7年・1722年）での「教訓」、細井平洲の『嬰鳴館遺草』（天保6年・1835年）での「教誨」「教導指南」など、「教え」「教訓」といった語を多く使っている例がある。また、香月牛山の『小児必用養育草』（元禄16年・1703年）は、医者立場から、子供の誕生から病気などを扱った、いわゆる育児書であり、題名に「養育」を用いているが、子供に何を教えるべきかの心得を説く、第六巻では、「教え」「教誨」といった語を用い、「養育」と「教え」を明確に区別している。

これらに対し、同じ「養育」という語を使っている中にも、「教え」の概念を含んだ使い方をしている例もある。

浮世草子の作家である永井常亀友の『小児養育氣質』（安永2年・1773年）では、「養育の能い子」とか「夫の留守を江戸に居ながらまっとう養

育た……」といったように、「養育」は単に育てるだけでなく、その中に「教え」をも含ませている。心学者である慈音尼兼葎の『道得問答』（安永3年・1774年）の「子供の養育様」や寺子屋の教材として用いられたと思われる小川保麿の『養育往来』（天保10年・1839年）でも、子を育て教ゆる。教訓するという意味で「養育」を用いている。また、農学者の大蔵永常の『民家育草』（文政10年・1827年）の「子の育て」や「養育」、大原幽学の『微味幽玄考』（天保7年・1836年）では、「子育編」という表現をしている。

その他、近松の「薩摩歌」や中沢道二の『道二翁道話』などでは、「しつけ」という語が見られる。

概して、子を育てることにおいて、正しい教えが必要であるという共通の基盤の上で、「教えを含んだ養育」と、益見に代表されるように、「子供の成長に応じて教える・教訓する」といった表現があると思われる。

[3]

以上のように、「教育」という語は、江戸時代中期頃から除々に使われたと思われるが、大勢を示めるには至らず、幕末・明治初期にかけても、色々の言葉が混在していたと言える。まさに、日本の教育の過渡期であったと感ぜずにはいられない。

例えば、明治2年（1869年）に、議事機関として開設された公議所における、各藩の公議人の学校案が収録されている「⁽³⁸⁾学校建言集」においても明らかである。それによると、秋与綴録（喜連川議員）、神吉重三（赤穂議員）、北村経蔵（堀長門守議員）らは、人材養成としての「教育」を、依田右衛門二郎（佐倉議員）、笠間英之進（高瀬議員）らは、「教導」を、関小四郎（三日市議員）は、「教授」を、また、岡田勘右衛門（水口藩）は「教学・教育・教導・教授」を使っている。

また、明治5年（1872年）の我が国の近代公教育の出発とされる学制の

序文「被仰出書」で、その基本の方針が明らかにされるが、そこでは、「教育」という語は使われず、「学問」である。本文においては、第21章、第89章、第99章などに「教育」という語がわずかに使われているにすぎない。

「教育」という語を使っている例としては、明治4年、5年(1872年)の外国人教師への勅語の中で「生徒教育ノ事ヲ責任ス」「生徒教育盡力ノ段」としているのや、明治7年(1874年)3月9日の「郵便報知新聞」が、明六雑誌の告知文を載せているが、その中で「……事理を論し異聞を談し我国の教育を進めんか為に……」と書かれているものなどがある。

次に、西欧の教育の紹介書、翻訳書を見てみよう。当時、西洋の紹介書として、よく普及した福沢諭吉の⁽⁴⁰⁾『西洋事情・初編』(慶応2年・1866年)での、巻一の「学校」の頃では、学校での作用を「教授」「教へる」といった語を用いており、「教育」は使われていない。『西洋事情・外編、二編』になると、「教育」という語が使われてくる。明治5年『京都学校の記』でも、「教育」という語を用いている。そして、人民の教育が力説される。

⁽⁴¹⁾明治3年(1870年)刊の小幡甚三郎訳の『西洋学校軌範』の序で、「……国家ノ強盛ハ人才ノ教育ニ由ルト。蓄シ其云フ所ノ教育トハ学問ヲ云フニアラズヤ……」、例言で「人民の教育ハ邦家ノ大業ナレバ……」とあるように、人材の養成という国家の急務としての教育観があらわれている。本文では、英吉利・荷蘭・仏蘭などの学校の項とともに、教育論という項を置き、教育が定義されている。「教育トハ何ゾヤ……則チ各人固有スル所ノ良能良知ヲ発達シ天理ト人道トニ從テ其行事ヲ整齊セシムルナリ」と訳されている。

⁽⁴²⁾明治2年(1869年)の内田正雄訳『和蘭学制』では「学校ノ教授ハ……」「童子教授ヲ受クルニ……」「小学ノ教授ハ学校ニ於テスル者ヲ学校ノ教授ト云ヒ……」のように、ほとんど「教授」という語が用いられるのに対

し、明治6年(1873年)の佐沢太郎訳『仏国学制』では、「小学校ハ教育ノ初級ニシテ……」「……教育の道を助けたり」等、圧当的に「教育」の語が多く用いられるようになる。

文部省は、明治6年(1873年)から『文部省雑誌』⁽⁴⁸⁾を刊し、その中で欧米の教育に関する書を数多く翻訳している。教育について最初に出るのが、明治7年(1874年)「米国教育日誌」であり、その後、「米国教育寮年報書」、明治8年(1875年)「米国教育新聞」「独乙教育論」「独乙教育新聞」「米国教育事務局年報」等、非常に多く、翻訳するが、ここでは、殆ど、「教育」という語を使っている。翻訳ではないが、明治6年(1873年)に、「人皆小学ノ教育ヲ受ヘキ事」「矇昧ノ人民尤モ教育ヲ急スヘキ事」などの記事を載せ、特に、人民の教育の必要性を説いている。ここで、注目したいのは、「教育」の対象が人民であるということである。つまり、我が国の歴史を古代・中世・近世・近代と大きな流れで見た時、近世、特に江戸時代の中頃から、庶民の教育機関の普及がめざましく、公家や武家の支配階級だけでなく、庶民も、民衆すべてに教育の必要性が生まれてきたという現象である。そして、幕末から明治にかけて、この現象が、つまり、人民すべての教育が、国家の急務とされたのである。以前は、公家や武家といった階級の中での「教訓」「教授」「学問」であったのが、その対象が、庶民・一般人民にも及んだということに意義がある。その段階で「教育」という語が用いられてきたのではないだろうか。その意味では、翻訳書も、内容は多少異なるが、人民の教育の必要性を前提としたものであった。

[4]

幕末・明治の初期にかけて、色々な言葉の混在する状況の中で、「教育」という語が大勢を占め、定着していく大きな推進力となったのは、やはり、西洋文明移入の中での、欧米諸国の教育に関する紹介書や、翻訳書で

あろう。

そこで、次に、「教育」という語が、しだいに定着していった過程を、翻訳の中で見てみることにする。

(イ) 翻訳辞書

蘭・英・独・仏語等の翻訳辞書における訳語の変遷をみてみよう。

まず、蘭和辞書である。全国に流布した初期の蘭和辞書とされる安政5年(1858年)の『和蘭字彙』によると、「Opvoeding」は「育アゲル事又育カタ」という訳語である。「Opvoeden 育アグル」の用例として「彼ノ祖父ガ彼ヲ育テアゲタ。彼ガ子供ヲ行儀ヨク育上ル。彼ハヨク育テラレタル人デアル。子供ハ育方ニアリ、善悪ともに(性白説)」とあることから、今日の「教育」に相当すると思われるが、その訳は「育アゲル事」であった。また、「Onderwijs 教へ」というのがあり、現在の『蘭和辞典』では、「Opvoeding」も「Opvoeden」も「教育」となっている。

英和辞書においては、まず、我が国の英語辞書の体を成した初めと言われる文化11年(1814年)の『諳厄利亞語林大成』である。これはオランダ通詞であった本木正栄に幕府が命じて作らせたものである。ここでは、「Edu-cate」として「エデュゲート」とし、「成育スル」とある。ちなみに、「Instruct」は「教・オシユル」である。

文久2年(1862年)刊行の『英和对訳袖珍辞書』では、「Educate-ed-ing 養ヒ上ル」、「Edncation 養ヒ上ル」、「Educator 養ヒ上ル人又女」とある。ところが、この『英和对訳袖珍辞書』は慶応2年(1866年)に『改正増補英和对訳袖珍辞書』として開成所から再版されるが、この慶応2年版では、「Edu-cate-ed-ing 教育スル」と改訳されている。「Education 同上ノ」, 「Educator 同上ノ人」となっており、「養ヒ上ル」から「教育スル」に変化している。その他、「教育」と訳したものに「Institution 作り方、取極、定律、建立、教育」がある。「Instruction」は「教へ・教法・命令」「Instruct-ed-ing」は「教ヘル・言ヒ付ル」である。文久2年の『英和对

訳袖珍辞書』は幕府の命によって、開成所の堀達之助が編集したのであるが、序文にある通り、西周助・千村五郎・竹原勇四郎・箕作禎一郎らも加わっている。西周助は西周であり、箕作禎一郎は箕作麟祥のことであるから、後に日本の啓蒙を推進する人々の手によっていたことがうかがわれる。慶応2年刊行の『改正増補英和对訳袖珍辞書』では堀亀之助が編者となり、柳河春三、田中芳男らが補佐したと序文にある。すなわち、文久2年版と慶応2年版とでは編者が異なっている。その他、改正されたものは、変更追加された見出語が約150語もあり、その大部分が日本語訳であるとされ、動・植・鉱物・度量衡等の分野にわたり、例えば「Holl」が「客殿・住居」であったのが、「書院・集会所」と改訳されたり、「colony」が「人を殖ル」であったのが「殖民」となったりしており、このことは、概して訳語が流動的であり、模索中であったことが、推測できる。

その後、この『改正増補英和对訳袖珍』は、慶応3年(1867年)開成所発行、明治2年(1869年)蔵田屋発行と、版を重ねるが、慶応3年版でも明治2年版でも、両方とも「Edu-cation」は「教育スルコト」となっており、訳語は変わらない。

明治期に入って、明治2年(1869年)に『和訳英辞書』というのが刊行される。これは俗に「薩摩辞書」とも呼ばれており、薩摩藩の2・3人の学生が洋行費を作ろうとして編纂出版したものである。ここでも、「Edu-cation」は「教育スルコト」と訳されており、「Educate」も「教育スル」である。

明治6年(1873年)刊、日就社の『英和字彙』は、「Educate」として「養育スル、教育スル、教訓スル、教化スル」と色々の表現が出てきているが、「Educator」は「教育者」とのみ訳されている。

以上挙げたのは、英和辞書だが、今度は、和英辞書に目を転ずると、慶応3年(1867年)に米国人ドクトル・ヘボンによって我が国で初めての和英辞書である『和英語林集成』が出版された。ここでは、「教育」は出てこ

ない。「教」のつく語としては「教授」が出ている。「KIYO-JŪ 教授」は「(oshiye sadz-keru), Teaching, instruction, education, Deshi ni-szru」とある。ところが、明治5年(1872年)の第二版『和英語林集成』(平文先生編訳)になると、「教授」とともに、「教育」の項が加えられる。「KIYO-IKU 教育」は「(oshiye sodateru) Instruct, education-suru to educate to instruct and bring up」とあり、「教育」は、まさに「教えかつ育てること」と認識されている。その後、明治19年(1886年)に、第三版が刊行されるが、内容は、明治5年版と同じで、「教育」の項に変化はない。和英辞書においても、「教育」の語の出現が、遅いことがわかる。

次に、仏英辞書である。我が国において最初の本格的な内容を持った仏語辞典と言われるものに『仏語明要』というのがある。これは、仏学の開祖である村上英俊によるもので、元治元年(1864年)刊行である。ここでは、「éducation」は「養ヒ」と訳されている。また、「instruction」は「教ユル」となっている。「éducation」は単に「養ヒ」であり、「教ユル」とは区別される。ところが、明治4年(1871年)、好樹堂訳の『仏和辞典』になると、「Éducation」は「教育」となっている。さらに、「Instruction」も「教育・命令」である。その後明治19年(1886年)に高橋泰山の訂正による『仏和辞典』が出るが、「Éducation 教育」は変わらない。最初「養ヒ」であったのが、明治に入ってから、「教育」と変化していることになる。

独和辞典では、明治6年(1873年)薩摩の『独和字典』では「Erziehung」が、「引き出スコト、育ツルコト、「erziehen」が「引出ス、育ツル」と訳しているのが、明治16年(1883年)の風祭甚三郎の『独和辞彙』になると、「Erziehung 教育・養育・教育法」と変化している。そして、「教育法・教育書・教育論」といった語もあげられている。独和辞典においても、最初、「引き出す、育てる」であったのが、後に「教育」と変わったのである。

また、明治初期の国語資料、特に訳語研究の資料として、重要な文献とされる『哲学字彙』(明治14年・東京大学三学部)を調べると、「Education」は「教育」となっている。明治17年(1884年)の『英独仏和哲学字彙』(井上哲次郎・元良勇次郎・中島力造共著)でも「Education」は「教育」であり、さらに、「教育之字・始出于孟子尽心上・育又作毓・音義並同」と出典まで示してある。

以上、蘭・英・仏・独の辞書をそれぞれ見てきたが、いずれにしても、最初の頃は、「教育」と訳されずに、「養う」とか「育てる」という訳であったのが、後には、「教育」と改訳されていくということがわかる。

(ロ) 箕作麟祥

明治5年(1872年)、翻訳局長となった箕作麟祥は、チェンバースの百科全書の「Education」の項を『⁽⁴⁴⁾教導説』として翻訳している。これは、明治6年(1873年)に文部省より刊行された。『教導説』の翻訳にあたっての緒言の中で、箕作は、「教導」と「教育」の二語を用いて、述べている。「……百科全書中ニ就キ児童教導ノ説ヲ訳セシ者ナリ即チ通篇分テ六項トス曰ク総論曰ク体ノ教曰ク道ノ教曰ク心の教曰ク教導ノ用便ニ備フ可キ物曰ク専門教導及び百工教導而シテ其要旨ハ固ト小学校教導ノ法ヲ概論セシ者ト雖モ兼テ亦世ノ父母タル者其子ヲ教育スルニ欠ク可カラザル道ヲ辨明セシ書タリ故ニ今之ヲ訳スルモ亦人ノ父母タル者ヲシテ普ク教育ノ要ヲ知ラシムルニ在レバ……」としており、また、「孩児養育法ノ大綱」において「稚児ヲ教育スルノ初メハ専ラ……」などとあるように、箕作は、「教導」と「教育」を明らかに区別して使用していると思われる。すなわち、「教育」は、父母がその子を教育するとか、養育法の中で稚児を教育するという文脈で用いられていることから、「養育」を含む意味で使用していると考えられる。これに対し、「教導」は、「児童の教導」とか「専門教導」、「百工教導」とか、他の文面でも「学校の教導」という使い方であり、「教授」に近い意味ではないかと思われる。だから、「教導」は学

校での作用であり、学校では子を育てるより、むしろ、子を教え、導くと考えていたのであろう。

その他、「教訓」「教誨」「教授」「教習」といった語も用いるが、何と云っても「教導」が大半を占めている。

ところが、⁽⁴⁵⁾明治11年(1878年)の有隣堂版では、『教導説』ではなく、『教育論』と改められている。そして、明治17年(1884年)の丸善商社版でも『教育論』となっている。内容は同じであるにもかかわらず、なぜ、改めたのかは、興味あるところである。

教育の語源の記述の所でも、明治6年の『教導説』では『教導ノ原語タル「エデュケート」ノ字ハ元ト羅匈語「エヂュカーレ」ヨリ来由来スル所ニシテ……』とあるのが明治11年の『教育論』では『教育ノ原語タル「エデュケート」ノ字ハ元ト羅匈語「エヂュカーレ」ヨリ由来スル所ニシテ……』と、なっており、「教導」が「教育」に改められているだけで、その他は変わらない。翌年の明治12年には、「教育」と名のつく「教育令」が布告され、〔3〕で見たように、その他の翻訳書でも、圧的に「教育」という語が頻出するに及んで、すなわち、「教育」という語が定着しつつあるという状況のもとでの、改訳ではないかと思われる。

箕作は、前に述べた文久2年刊の『英和对訳袖珍辞書』の編集に加わっており、その時は、「Education」は「養育スルコト」と訳されていた。

当時の翻訳の中心であった箕作という1人の人物においてさえも、養育→教導→教育と改変されたのである。いかに、幕末から明治初期にかけて、教育概念が明白にされていなかったかがうかがわれる。

そして、箕作が明治11年に「教育」と改訳した頃に、「教育」という語もほぼ定着したと考えられる。

明治12年(1879年)の元田永孚の「教学大旨」を伊藤博文は「教育議」として、「教育」という語を用いて批判するが、さらにこれを批判した元田は「教育議附議」とし、今度は、「教学」でなく「教育」という語を使

っている。元田の「教学大旨」の草稿を見ても「教育」と「教学」にさしたる差はなく、また、元田の自伝『古稀之記』でも明治12年の「教学大旨」を「教育大旨」と書いており、「教育」と「教学」が混同され、元田も「教育」を使うようになっている。この一連の経過も、「教育」という語が定着しつつあったという一つの現れではなかつたらうか。

[5]

日本の辞書においては、明治以前のものでは、鎌倉初期の『伊呂波字類抄』、『運歩色葉集』、室町時代の国語を中心としたと言われる『日葡辞書』(1603年)にも「教育」はなく、やはり「教育」の語が見えるのは、江戸時代後期のものである。例えば、宝暦4年(1754年)の『倭節用集悉改袋』には、言語の類に「教法・教訓・教化」とあり、「教育」はないが、この節用集と同じ形式の『倭節用集悉改大全』文政9年(1826年)では、「教訓・教誡・教諭・教導」とともに「教育」も出てきている。

明治以降では、最も初期の現代的国語辞典とされる近藤真琴の『ことばのその』(1885年)では、「教化」が出てくるが「教育」はない。「教育」は明治22年(1889年)、大槻文彦の『言海』で、見えてくる。「教育(けういく)ヲシヘソダツルコト・童男女を導きて修身・学問の事を教え知識を開かしむること」となっている。

ところで〔1〕や〔2〕で見たように、「教訓」「教誨」「教化」「養育」等のその他の語は、いつ頃から使われていたのだろうか。⁽⁴⁶⁾

「教化」は、『日本書紀』や『枕草子』『古今著聞集』『源平盛衰記』などにも用いられており、室町時代もかなり普及していたようであるが、初めは、仏教上の用語としての「けうげ」であり、江戸時代になって、儒教の影響のもとに「けうか」となり、中江藤樹の『翁問答』(寛永18年・1641年)に指摘されるように、「徳教」の意味をもっていたようである。

「教諭」も古く、『万葉集』や『延喜式』『権記』などに、「教えさとす」

ことの意として使われており、江戸後期には、成人を対象とする一種の社会教育機関としての「教諭所」が設立されている。幕府の公文書では、享保13年（1728年）の御觸書「車荷附馬等之儀」で「……寄場入申付候ものにも、常々教諭を加え……」と、人足寄場で、また、天保12年（1841年）の達書で「……一通り之教諭理解計リニテ……」と子育ての女性に対して、「教諭」という語を使っており、その対象が子供でなくて、成人であったと言える。

「教訓」は、『続日本記』・『無名抄』・『平家物語』等で多く使われており、戒めや注意を内容とする「教訓状」や「教訓本」などという言葉もあり、古くから普及していたようである。また、「教誨」も『元和本下学集』に「即教訓之義也」とあるように、「教訓」と同じ意味で使われていたらしい。「養育」は、『中右記』（永久2年・1114年）や『太平記』などにも見られる。

これらの語は、それぞれ中国の古典に出典があり、「教育」と同様、輸入された語であるはずだが、これらの使用された時代を比べて、いかに、「教育」が使われるのが遅かったかが明白である。⁽⁴⁸⁾

このことは、どのようなことを意味するのであろうか。「教訓」「教諭」「教誨」など「教え」に重点が置かれる語と、「養育」のように「育て」に重点が置かれる語とは、古くから存在しており、「教える」、あるいは「育てる」といった言葉で事足りていた。ところが、子供の養育に関して、単に成長させるだけでなく、封建社会内において、精神的な感化が必要とされるようになった。特に、支配者側が、その必要性を感じとってきたのである。一方、益見に代表されるように、成長に応じた教えに開眼していく状況とがある。すなわち、「養育→教育」という流れと、「教訓→教育」という2つの流れがあり、その接点は支配階級だけでなく、民衆の、人民の教育の必要性が生じたということにあるのではないだろうか。

この場合、「教育」は、それぞれの子供の中に内発的な善さを求め、そ

れをのぼしていくといった、能力の発育の意味はなく、あくまで、善さは、子供の外側で決定されており、子供にその善さを押しつけていく、注入していくという意識である。

これに対し、幕末から明治初期にかけての西欧教育の移入によって、従来とは異なった教育概念が現れてきたのである。福沢諭吉、小幡甚三郎、箕作麟祥らの「各個人の有する良能・良知を発達させる」意味での「教育」である。箕作に見られる改訳も、このような以前日本になかった教育概念を、どのような言葉で表現するのが最も適するかという、模索の現れであると思われる。

とにかく、「教育」という語は、幕府の上からの政策上、あるいは、啓蒙の意図を持った知識人等によって、使用されはじめた語であり、庶民の中から、いわゆる下から自然発生的に使用された言葉ではないと言えるだろう。

註

- (1) 諸橋轍次『大漢和辞典』。大修館書店・昭和42年。
- (2) “The Oxford English Dictionary” の Education の項参照。
- (3) 文部省，社会教育業書第34号「江戸時代末期に於ける教化の観念とその理念」・昭和11年。p. 7
- (4) 法政史学会『徳川禁令考』。創文社，昭和34年。前集第2巻，文書番号808。
- (5) 同書，前集第3巻，文書番号1620，高柳真三，石井良助編『御觸書天保集成』，岩波書店。昭和33年，下巻，文書番号5505。
- (6) 前掲書『徳川禁令考』，前集第3巻，文書番号1473。
- (7) 同書，前集第3巻，文書番号1474。
- (8) 同書，前集第3巻，文書番号1475。
- (9) 同書，前集第3巻，文書番号1462。
- (10) 同書，前集第3巻，文書番号1478。
- (11) 同書，前集第3巻，文書番号1457。
- (12) 同書，前集第4巻，文書番号2211。
- (13) 村井実『教育学入門』（上），講談社，昭和51年，p. 19, p. 20「教育」は，単

純に「教える」こと、あるいは「育てる」こととは別の行為であり、文字どおり、「教える」と同時に「育てる」ことを含んでいるということを前提にして考える。

- (14) 前掲書『徳川禁令考』、後集第1巻、p. 85
- (15) 同書、前集第5巻、文書番号3004.
- (16) 同書、後集第1巻、p. 206
- (17) 同書、後集第1巻、p. 207
- (18) 同書、前集第5巻、文書番号3224.
- (19) 前掲書、文部省、社会教育業書第34号. p. 8, その他『休明光記』(附録巻一)
- (20) 北海道編集『新北海道史』、第1巻、昭和45年. p. 726
- (21) 河野常吉『北海道史』(附録)、昭和50年. p. 83 前掲書『御觸書天保集成』(下巻)文書番号5281によると、享和2年5月(1802年)に、蝦夷奉行を箱館奉行と改めている。
- (22) 前掲書『新北海道史』第1巻、p. 727
- (23) 加藤常賢・山田勝美編『字源辞典』、角川書店. 昭和47年、多賀秋五郎『学校教育論』岩崎書店、昭和42年を参照。
- (24) 教育哲学会『教育哲学研究』第38号、p. 1~p. 14
- (25) 穂積陳遠『五人組法規集』(続編下)有斐閣、昭和19年、その他、安永6年の越後、寛政11年の武州・文政9年の五人組御仕置帳などでは「養育」を使っており、宝暦10年の出羽等では「生育」を使っている。また、享和元年の米沢藩伍什組合掟書では「教訓を施し」とあり、一般には、「父母に孝をつくし家業出精……」が多い。
- (26) 栃木県史編纂委員会『栃木県史』史料編近世第4巻、昭和50年、p. 96, ここでは、「養育米」もある。
- (27) 同書、史料編近世第4巻、昭和50年. p. 858~p. 861
- (28) 長野県教育史刊行会編『長野県教育史』第8巻(史料編二)、昭和48年. p. 235
- (29) 柳田国男『産育習俗語彙』恩賜財団愛育会、昭和10年.
- (30) 民間教育史料研究会、太田堯、中内敏夫編『民間教育史研究事典』、評論社、昭和50年.
- (31) 東京大学教育学部史哲学研究室紀要第5号、昭和54年.
- (32) 常盤潭北『林家童蒙解』、元文2年版(1737年)京都西村市郎右衛門、東都西村源六蔵版、入江宏氏所蔵.
- (33) 『日本教育文庫』(訓誡篇下)同文館、明治43年、享保6年(1721年)に著し、享保11年に刊行.

我が国における「教育」という語に関しての一考察

- (34) 前掲書、『栃木県史』近世前期通史Ⅰ，昭和56年，p. 838, p. 839
- (35) 山住正己，中江和恵編『子育ての書』，第2巻，平凡社東洋文庫，昭和51年。
- (36) ここで取り上げたのは，同書第1巻から第3巻に集録のもの。
- (37) 「学問」という語については，古くは，「学文」を使っている例が多い。例えば，室町時代の『世鏡抄』では「学文」であり，文政10年の大蔵永常『民家育草』では，「学文」と「学問」の両方が見られ，天保2年の宮負定雄『民家要術』では，「学問」である。
- (38) 栃木県史編纂専門委員会『栃木県史研究』昭和55年，第15号，p. 24～p. 33
〔史料〕公議所議員「学校建言集」
- (39) 東京大学編纂『東京帝国大学50年史』上冊。昭和7年，p. 441～p. 443
- (40) 慶応義塾編纂『福沢諭吉全集』，岩波書店，昭和33年。
- (41) 『明治文化全集』第10巻，日本評論社。昭和3年，また，森有礼は，明治6年，“Education in Japan”をニューヨーク，アップレトン会社より出版するが，“Education”を使っている。さらに，明治9年，大槻修二著の『日本教育史略』を乙骨太郎が英訳するが，その場合も “An Outline History of Japanese Education”としているのが，注目される。
- (42) 唐沢富太郎編『明治初期教育稀覯書集成』雄松堂書店，昭和55年，開成学校版
- (43) 佐藤秀夫編『明治前期文部省刊行誌集成』，第6巻，歴史文献，昭和56年。
- (44) 前掲書『明治初期教育稀覯書集成』第3巻，“Chambers’s Information for the People”の翻訳
- (45) 内閣文庫所蔵，箕作麟祥訳『教育論』
- (46) 日本大辞典刊行会『日本国語大辞典』小学館，昭和51年。
- (47) 前掲書『徳川禁令考』，後集第1巻，p. 209 p. 210
- (48) 「教養」については，『小学』にこの語が見える。日本では，文永7年（1270年）の東寺百合文書や伊京集で，仏事の意味で用いられているが，その後，変わり，江戸時代掛川藩の藩校の名称「教養館」（万延元年設立）や小町玉川の『自修編』などにも使われている。また，中村正直は，1867年 “Self Help” の翻訳（駿河国静岡藩，木平謙一郎版）の中で，“おしえそだてること”の意味で使用している。「おしえそだてること」の意味の「教養」は，やはり，「教育」と同様，新しい用法のようである。『大日本国語辞典』（1919年刊）や『言泉』においても，“教養”は「をしへそだつること，教育」となっている。